

平成29年9月20日（水曜日）

午前10時0分 再開

午後 5時6分 散会

○三橋和史委員 日本維新の会の三橋でございます。よろしくお願いいたします。

まず、子ども未来部の所管の法令例規の法解釈の権限を有する理事者の答弁を求めたいと思います。よろしいでしょうか。どなたになるのでしょうか。子ども未来部長でよろしいですか。

子ども未来部長にお尋ねいたします。

代表質問でも申し上げましたけれども、市立保育所及びこども園の定員は条例で規定されております。条例に定員が明確に規定されているにもかかわらず、行政の事情で勝手に受け入れ人数を減少させて受け入れをしていない状態があるということは、本会議でも申し上げたところでございます。市長はその際の答弁で、保育士不足によりまして公立でも定員いっぱいまで受け入れができていないという現状があるということは認識していると、ただ、条例で定めた定数という位置づけだが、定数を下回っている、割っているから直ちに違法だということではないと思っているという見解が示されましたが、これについて私は驚きを隠せないですね。

その点について答弁の変更等、市長が答弁されたことではありますけれども、子ども未来部長、手を挙げられましたので、その点について、市の見解として変更ないかどうかお聞かせいただきたいと思っております。

○木綿延幸子ども未来部長 三橋委員の御質問にお答えさせていただきます。

保育所設置条例では先ほど委員も述べられましたが、定員の上限を定めているという考え方でございます。したがって、必ず上限まで受け入れなければ直ちに条例違反、また違法になるという考えは持っておりません。しかしながら、市長も答弁申し上げておりますように、この定員の受け入れができていない、これは保育士不足ということもございます。これは事実でございますので、委員お述べの趣旨というのは大変理解できるものでございます。

したがって、待機児童解消に向けて、市としては最大限に努力して引き続き取り組んでいきたい、このように考えております。

以上です。

○三橋和史委員 部長おっしゃったところについて、奈良市立保育所設置条例、またもう1つございます。こども園について、奈良市立こども園設置条例というものがございます。いずれも、たった3条からなる条例でございます。そのうち第2条につきまして、「保育所の名称、位置及び保育定員は、次のとおりとする。」保育定員については、各保育園、あるいはこども園について定員が一義的に並んでいる。部長おっしゃったのは、定員の上限を定めているという解釈をとっているというふうにおっしゃって驚いているんですけれども、上限だということはどこに書いているんですか。

○木綿延幸子ども未来部長 お答えさせていただきます。

確かにこの条例で、保育定員でございますが、上限という記述はございません。

以上です。

○三橋和史委員 定員の上限を定めているという解釈をしているというふうには先ほどおっしゃって、じゃ、何で上限という解釈になるのかと、それはどこに書いているのかということをお尋ねしたら、そういう記述はないというふうにおっしゃっているんですけども、一番最初の答弁、じゃ、そういう条文上の記述はないというんだったら、それはおかしいんじゃないですか。

○木綿延幸子ども未来部長 お答えさせていただきます。

確かに実際に条例上、上限という記述はないということですが、条例設置の際に、児童福祉法の保育に係る記述がございます。この保育を受けるべき施設を設置する、公立で設置するということはもちろん可能でございますので、この定員をおさめたものでございますが、定員、上限という解釈というのは、一定児童福祉法の解釈から、設置条例についても定員という記述がございますが、上限という解釈をさせていただいております。

以上です。

○三橋和史委員 全く答弁が意味不明です。

児童福祉法の解釈から条例の解釈に当たって、上限という言葉が導いているんだということですが、じゃ、児童福祉法の何条のことを言うているのでしょうか。

○木綿延幸子ども未来部長 お答えさせていただきます。

この児童福祉法第24条第1項及び2項でございますが、保育所または認定こども園あるいは家庭的保育事業等における保育の提供、または確保の措置を講ずることが求められております。また同3項におきましては、これらの事業が不足あるいは不足のおそれがある、またその他必要と認められる場合には調整を行うという記述がございます。この調整というのは、諸般の事情によりまして全て受け入れすることができないという場合には市のほうで調整する、いわゆる利用申し込みをしていただいても不承諾とすることがあるということを記述しておりますので、これをもって上限というふうには解釈させていただきました。

以上です。

○三橋和史委員 児童福祉法第24条第1項は、市町村において、子ども・子育て支援法第42条を受けて、それでも保育に欠ける児童がいた場合に市立保育所あるいはこども園に入所をさせなければならないということが求められているものであって、それを受けて奈良市議会は、条例として明確な定員を決めまして、保育園あるいはこども園への規定する人数の受け入れを行政に義務づけているわけですね。それを勝手に行政上の保育士が足りないとか、その他の理由もあるかもわかりませんが、それで、そういう事情をもって適法なんだ、違法じゃないんだという解釈は、それは本末転倒じゃないですか。その点いかがですか。

○木綿延幸子ども未来部長 お答えさせていただきます。

確かに委員御指摘の部分というのは大変よく理解できるものではございますが、現実といたしまして、奈良市あるいは他市におきましても、この待機児童対策というのは実際に行われております。その中で待機児童対策を行うということ自体が、言いかえれば受け入れできていないという状態でございます。この状態をすぐさま違法ということは、今、他市におきましても、国におきましても、特に違法状態だからこれを解消しなければならないというふうには言われていないように思っております。

以上です。

○三橋和史委員 他市の状況がどうであるかは一切質問しておりません。奈良市の保育所設置条例、あるいはこども園設置条例、これに基づいて定員が受け入れられていないという現状をもって、

その違法状態があるんだという認識をもって、その上で違法状態があるから保育士不足、これを解消していかなければいけない、こういう理論だったらわかるんですよ。しかしながら、保育士不足がある、そういう現状がある、待機児童対策を行っている、だから違法じゃないんですよというのは、行政事務上の都合をもって条例の解釈を、条例の適法性を基礎づける事実として組み込んでいるわけですよ。それは本末転倒だというふうに申し上げているんです。その点、もう一度いかがでしょうか。

○木綿延幸子ども未来部長 お答えさせていただきます。

確かに条例上、この上限という記載はございません。そういう意味ではおっしゃっていただいていることというのは事実ではございますが、ただ、この定員を受け入れられないことによる不都合、待機児童解消という対策を何もとっていないということであれば、そちらについては確かに不作為を問われるとは思いますが、保育士獲得に向けて、予算の範囲内ではございますけれども最大限努力しているという事実がございますので、すぐさま条例違反ということにはならないと、このように解釈いたしました。

以上でございます。

○三橋和史委員 何度も申し上げるんですけども、頑張っていますよと、保育士不足解消のために頑張っています、待機児童対策にも取り組んでいますよと、ただ単に言うだけのことと、これは現状違法状態であるから保育士不足、あるいは待機児童問題にしっかりと取り組んでいる、これは全然重みが違うわけでありまして。部長おっしゃっているのは、いやいや頑張っていますと、頑張っているから違法じゃありませんと言うんだったら、全ての条例あるいは法律が、行政に義務づけているものについて、行政のあるいは保育士不足、あるいは職員不足、それを理由にして適法だということが可能になってしまうじゃないですか。

なぜ違法ではないというのか、それをもう一度お尋ねいたします。

○木綿延幸子ども未来部長 お答えさせていただきます。

繰り返しの答弁でまことに恐縮ではございますが、この定員を最大限受け入れるための施策に今取り組んでいるという事実がございます。ですので、今受け入れられない状況、このことだけをもって条例違反ということには当たらないのではないかとこのように考えております。

以上です。

○三橋和史委員 聞いているのは、そういう事実があるから違法に当たらないということなんですけれども、そういう事実があったら何で違法にならないんですか。条例は一義的に文言は決まっているんですよ。そういう事実をしんしゃくして、正当な理由あるいは保育士不足によって定員を抑えて設定することができるというような条文、どこにもないじゃないですか。それは部長の考えで、部長が勝手に法理解釈をおっしゃっているだけであって、条文上どこにもそういう事情をしんしゃくして、条文の定員を下回るように設定することができるというようなこと、どこにも書いていないじゃないですか。

だから、なぜそれが、そういう事実をもってすれば違法じゃないのかというところを聞いているんですよ。もう一度お願いします。

○木綿延幸子ども未来部長 お答えさせていただきます。

確かに、この条例の記載には定員という文言しかないのは事実でございますが、この定員の解釈が上限ということであって、（三橋和史委員「どこから出てきたんですか」と呼ぶ）上限という解釈を市としてさせていただいております。

以上です。

○三橋和史委員 その上限という解釈はどこから出てきたのか、全く意味不明なんですけれども、どこから出てきたんですか。

○木綿延幸子ども未来部長 お答えさせていただきます。

この上限という解釈につきましては、先ほども申し上げましたように、児童福祉法第24条第3項の解釈によるものでございます。

○三橋和史委員 繰り返し同じ答弁しかいただけないので、次に行きたいと思います。

そうしましたら、奈良市立保育所設置条例の第3条、また奈良市立こども園設置条例の第3条、「この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。」とあります。その規則についての解釈を伺います。

奈良市立保育所設置条例施行規則第2条には、「保育所に園長、保育士その他必要な職員を置く。」と書いてあります。この規則に違反しているという認識はお持ちですか。

○木綿延幸子ども未来部長 お答えさせていただきます。

規則第2条でございますが、この必要な配置につきましては、市の各園の状況によりまして保育士——定員ではございませんが——その地域地域の保育需要に応じて保育士を配置させていただいておりますので、定員に基づく配置ではございません。

以上でございます。

○三橋和史委員 地域の待機児童の状況等、入所需要、そういうのを考慮して配置しているということなんですけれども、待機児童はいるんですよね。奈良市内、150人ほど今いるわけですよね。いるんだったら定員は条例どおり受け入れて、保育士も置かないといけないじゃないですか。

もう一度言いますよ。私の質問は、保育士その他必要な職員を置くと規則で書かれている、この条文を踏まえて、現状はこの条文に沿った措置ができていますのかどうか、お答えください。

○木綿延幸子ども未来部長 お答えさせていただきます。

今現状、委員お述べのように、公立保育所、4月1日時点でも50名の待機児童を抱えております。そういう点で最大限保育士、必要な職員につきましては獲得に向けて鋭意努力しておりますが、現状配置できていないというのは事実でございます。

○三橋和史委員 現状、必要な職員を置くことができていないという答弁でございました。じゃ、この規則の第2条に違反する現状であるということではよろしいでしょうか。

○木綿延幸子ども未来部長 お答えさせていただきます。

条例の解釈とどうしてもかぶってしまうところはございますが、規則につきましても、単純に必要な職員を配置しないのではなくて、配置するための努力を今させていただいているということをもって、すぐに違反というところにはならないのかなというふうに考えております。

○三橋和史委員 奈良市のコンプライアンスはどうなっているんですか。一義的に第2条、「保育所に園長、保育士その他必要な職員を置く。」と書いているわけですよ。それを保育士確保に向けて頑張っていますとか、そういうことをやっているから、じゃ現状規則に違反してないんだ、適法なんだ、そういう解釈はおかしいんじゃないですか。違法は違法で認めた上で、保育士不足、あるいは待機児童解消に取り組まれるんだったらわかりますよ。その解釈が全くわからない。

違法か適法状態で全く行政、いろんな施策を行っていますけれども、優先順位は変わってくるじゃないですか。奈良市は、これは違法じゃないという認識なんですかという問いの一環で、奈良市立保育所設置条例施行規則第2条、「保育所に園長、保育士その他必要な職員を置く。」

となっています。先ほどの答弁で、必要な職員を置くことができていないということをお認めになった。しかしながら、第2条には違反しないと。

この日本語の論理はどうなっているんですか。第2条で必要な職員を置くということになっている。でも、置くことができていないというふうに先ほどおっしゃった。でも、第2条には違反していないんだと。全く意味がわからないんですけれども、いかがですか。

○木綿延幸子ども未来部長 お答えさせていただきます。

違法というところになってくるかと思いますが、その点につきましては、保育を必要とするお子様に対する市町村の、奈良市の責務を果たすために、具体的な施策については各地域の実情あるいは本市の財政状況を踏まえた市町村の政策的、裁量的判断に基づくことを前提として理解しておりますので、最大限の努力をしているという意味では、違法ということには当てはまらないのではないかと考えております。

○三橋和史委員 財政状況等も勘案するというふうにおっしゃっていますけれども、そんな条例のどこにも書いてないわけですよ。条例で、こういった決まった定員を受け入れることが市長部局に義務づけられている。そうしたら予算措置もしないといけませんし、保育士も置かなければならない、それも規則で書いてある。しかしながら、そういう保育士不足に対して一生懸命取り組んでいるから、それは問題ないんだという答弁は本当におかしいと思います。

これは民主的統制の話にもかかわります。条例で、議員の皆さん、たくさんいらっしゃいますけれども、条例を制定して市長部局に、行政機関に対して、こういう施策をするようにというふうに義務づけているんですよ。しかしながら、行政が勝手な解釈で、この定員をこれは上限なんだ、そう言ってみたり、保育士不足に取り組んでいます、だからこの条例には違反していないんですと言ったら、そんなんどの事務でもそうじゃないですか。職員が足りない。市町村だったらごみの収集業務とか、住民票の発行業務とか、あるいは徴税業務とかたくさんありますよ。徴税だったら徴税吏員が少ないんで税金を取ることができない、でも違法じゃないんです。それを言っているのと同じですよ。

なぜ、違法ではないのかというところを、最後にもう一度伺いたいと思います。なぜ違法じゃないんでしょうか。

○木綿延幸子ども未来部長 お答えさせていただきます。

先ほどからの答弁と繰り返しになり申しわけございませんが、やはり児童福祉法第24条の先ほど申し上げました第3項でございます利用調整できるということは、言いかえれば、最大限努力をしながらもこの入所の申し込みを受けて、なおかつ不承諾という通知をさせていただくという、こういうことが起こり得るということ、これが法律のほうで一定書かれておりますので、それに基づいた保育所というのは施設でございますので、そのような理解をさせていただいております。以上でございます。

○三橋和史委員 何度も同じ答弁しかいただけないので、もう次に行きたいと思っておりますけれども。

地方議会というのは議決機関としてあるわけですよ。それを当該地方公共団体の執行機関に対してこういう政策をやってくださいということで条例を制定したり、いろんなことを議決をするわけでありましてけれども、それを勝手に法規範より下位の事情ですよ、保育士不足とか、そういうのを勝手に考慮して、条例違反状態を適法と解釈することができるんだというような市長部局の認識は重大な議会軽視であると私は思います。その点だけちょっと申し上げておきたいと思っております。

次に、続いて子ども未来部長にお尋ねいたしますけれども、民間保育所設置運営事業者募集状況についてでございます。

本会議でも取り上げましたけれども、近鉄大和西大寺駅周辺南側に1カ所、昨年とまたことしも相次いで、それぞれ定員90名の事業者を募集されたということでもあります。ただ、平成28年、昨年に募集し、平成29年4月1日開園という条件を設けて募集をした。そして、決まった事業候補者が、現状いまだ開園することができていないという状況が続いております。

これは、市長は、市としても期日を過ぎているということで、事業者に対して今の状況と今後の見通しについて厳しく対応しているというふうな説明をいただきました。厳しく対応しているというその内容は具体的にどういったものでしょうか。

○木綿延幸子子ども未来部長 お答えさせていただきます。

開園期日が平成29年4月ということでの募集でございましたが、現在遅延しているこの事業者に対して市としてどのようなことを行っているかということでございますが、事実、開園を待ちわびておられる保護者の皆さんがいらっしゃる中で、一日でも早い開園を実現させるために、これまで進捗状況の管理や事業者からの相談には応じております。特に、今年度から1週間に一度の割合で進捗状況のヒアリングを行っており、また特にこの事業を進めるに当たりまして重要なポイントでございます地元自治会との交渉につきましても、助言を含め行っているところでございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 事業候補者に対して進捗管理、また相談等を受けているということでございますが、実際、間もなく半年が期限から経過するわけですね。それがいまだ開園できない。部長もおっしゃったように、待機児童対策が喫緊の課題だということなのに、いまだ開園できていないという状況である。普通だったら、平成29年4月1日開園という、いつ開園するかというのは子供たちにとっては重大な問題ですよ。ゼロ歳児から5歳児まで、まだ人生5年しか歩んでいない、1年おくれたら保育を受ける機会、その児童もあるいは保護者も、そういう機会を奪われることになるわけです。それを進捗管理あるいは相談を受けているということにとどまっている、そういう市の状況というのは、私は甘いものだというふうに言わざるを得ないというふうに思います。

ですので、しっかり具体的に開園の見通し等をこの場で示していただきたいわけです。何年何月何日になったら開園できるのでしょうか。

○木綿延幸子子ども未来部長 お答えさせていただきます。

今、この保育事業者の状況でございますが、昨年10月には、この地権者との土地売買契約を完了し、隣接地権者との同意書につきましては、ことし2月から（三橋和史委員「質問に答えてないです」と呼ぶ）3月において同意書もいただいております。また、最終地元自治会の同意もいただきましたので、今年度中の竣工を目指し、来年度4月の開園を予定しているところでございます。

○三橋和史委員 結局1年おくれで開園ということでございます。通常でしたら、1年の事業の機会を逸したわけであります。普通だったら、市として相当の法的措置をとるなり、事業候補者決定を取り消すなり何なりできたはずなんです。そうですね、待機児童対策にしっかりと取り組んでいると言いながら、そういった1年もおくらせてしまうような市の対応というのは、本当に甘いものだと思います。

そして、先ほどの話に戻りますけれども、市立保育園、こども園を条例で規定されている定員

どおり受け入れていないという状況を違法じゃないというふうに認識している、そういった甘さがそういった解釈につながっているんじゃないかと私は思っております。その点しっかりと待機児童対策、また保育士不足、その辺に対する対策、しっかりと考えていただきたいと思います。

そして、この民間保育所設置運営事業者の募集は、昨年度は公募をしたわけでありませぬ。ことは、どういう方式で募集をしたんでしょうか。

○木綿延幸子ども未来部長 お答えさせていただきます。

今年度の新しく西大寺地域における新設園の募集の方法でございますが、ことし6月に私立の保育所等の園長会がございまして、ことし、去年にして大幅に待機児童がふえたということもございまして、民間施設に対して最大限できるだけの御提案、可能な提案を募ったところでございます。その中で新設の提案がございました。改めまして、その事業者に特定するのではなく、こちらのほうは実際に公募という形ではございませんが、市内の保育事業者に対して、西大寺地域における新設園の提案を改めて募りました。こういうような状況でございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 昨年は公募、ことは市内の事業者に対していわゆる手挙げ方式という方式で募集を行っているわけでありませぬけれども、この違いは何なんでしょうか。

○木綿延幸子ども未来部長 お答えさせていただきます。

西大寺地域は、特にほかの地域に比して待機児童も多い地域でございます。一刻も早い待機児童の解消が求められているところから、このような手続をとったものでございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 手挙げ方式というのは、公募に比べて門戸を開放するという意味では非常に閉鎖的なやり方だと思います。透明性に欠けるといふふうに言われても仕方がないかなと思います。現に、昨年は公募で1カ月以上、公募期間があった。ことは8月28日から9月8日までしかない。たった2週間にも満たない募集期間で事業者が手を挙げるとは思えないわけです。たった2週間ですよ。保育園あるいはこども園を募集しますとって2週間の間に、一大事業を民間の事業者が決めるとは思えない。その募集の開始以前に特定の業者と接触している可能性について、疑義を持たざるを得ないというような状況でございます。

待機児童の話、繰り返して恐縮でありますけれども、最後にちょっと情報提供というか、御存じだと思うんですけども、この場の皆さんにも申し上げたいと思います。

待機児童、公立の市立の保育園あるいはこども園の入所率等は10%台から80%台まで17園もあるということです、入所の充足率が。具体的には、三笠保育園で定員に対して充足率65.83%、空き人数、条例どおりしていたら41人あと空きがあります。春日保育園、空き人数13人あります。大宮保育園24人も空き人数があります。右京保育園も30人も空きがあると、学園南保育園も38人、40人近くの空きがあると、富雄保育園も21人の空きがあると。こども園については、神功こども園で44人の空きがあると。ほかにも細かい数字を省きましたけれども、そういった現状だと。

法律で——財務会計上の問題にもなると思いますよ——そういった施設を、そういう条例で決められた定員を受け入れるための施設をつくっているわけですよ、税金で。しかしながら、保育士不足、保育士確保のための努力が足りないということで、その施設の最大限の効用を發揮することができていないという状況。住民から税金を余分に集めて、しかしながら、サービスはそれ以下のことをやっている。こういった現状であるということ指摘して、副市長も出席されて、

部長答弁いただきましたけれども、そういった現状であるということを描いて、この分野の質問はちょっと終わらせていただきたいと思います。

次、環境部長にお尋ねいたします。

本会議でも申し上げたんですけれども、今後断念されたという地域がありました。そして、ゼロベースで聖域なく候補地については考えていくということで、見解を再三にわたって示されておられましたけれども、今現状、どこの地域とはあえて言いませんけれども、地域住民の方が、環境清美工場を市内のどこかにつくらないといけないという思いを持って交渉の場についていただくという意思があるのであれば、市として、環境の観点やあるいは周辺の交通状況等に対する影響等を、しっかりと市として誠実に説明を行う用意はあるかということをお聞きしたいと思います。

○山村栄之環境部長 三橋委員の御質問にお答えいたします。

具体的にそのような申し出、提案がございましたら、環境部といたしましては、御説明に上がることにつきましてはやぶさかではございません。

以上でございます。

○三橋和史委員 ありがとうございます。

私も微力ではありますが、クリーンセンターの移転、建てかえということで、候補地選定のために私自身も尽力したいというふうに思っていますので、もしそういった申し出がある場合には、また部長のほうにも紹介をさせていただきたいというふうに思います。どうもありがとうございました。

続いて、新斎苑整備事業の防災対策について伺いたいと思います。課長に答弁を求めます。

土砂災害に対する認識についてであります。

本会議で通告はしていたんですけれども、ちょっと市長は土砂災害防止法、なかなか明るくなかったのでもっと議論がかみ合わなかったんですけれども、奈良市は、防災対策に問題はないとしています。しかしながら、私、本会議でも指摘しました。土砂災害防止法に基づいて基礎調査を実施して、土砂災害警戒区域の指定をするのは奈良県の役割だということが法律で決まっている。基礎調査の対象箇所の抽出漏れはないと考えるかという点について、その後、勉強していただいたかと思しますので、もう一度ちょっと答弁を求めたいと思います。

○秋田五朗新斎苑建設推進課長 三橋委員の御質問にお答えいたします。

本市といたしましては、これまで計画地について土質調査や物理探査、また周辺地域での斜面安定解析調査、地質調査等を行い、京都大学防災研究所の先生方による第三者評価を受け、土砂災害に対する安全性は確認できたものと考えております。

一方で、委員が御指摘のとおり、土砂災害防止法に基づく基礎調査の実施については都道府県が行うものと、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に規定されておりますが、計画地周辺には民家や公共施設がないことから、これまでの基礎調査は実施されていない経緯がございます。この点につきましては、県とも既に相談しておりますが、計画地に新斎苑を建設することで基礎調査が必要ということになれば、市としましては、これまでの調査結果の提供などの協力を行い、必要な対策などがあれば対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○三橋和史委員 どうもありがとうございます。

今まで土砂災害防止対策について、市がしっかりと調査をしていたという答弁であったものが、

本会議におきまして私指摘させていただいて、土砂災害防止法第4条に基づく基礎調査の実施を、これは県がやるものでありますけれども、市長が言うてはったんは、県が行う面的な全県を対象とした調査ではなかなか細かいところまで難しいと思うがということをおっしゃっていたんですが、土砂災害防止法第4条の基礎調査、あるいはそれに基づく土砂災害警戒区域の指定というのは、そういったものではありません。個別具体的な個別箇所をしっかりと行うものであって、当該地域周辺の区域も、その箇所のために個別に調査をされて、そしてその結果、指定をされているという経緯でございます。細かいところまで難しいという性質のものではないということをおし上げておきたいと思えます。

土砂災害危険箇所というのが奈良県内に8,200カ所あります。その箇所を平成10年から14年にかけて奈良県が調査した。その箇所を抽出して土砂災害防止法の基礎調査を実施する箇所として抽出したわけでありますので、平成10年から14年ですので、ことしの都市計画決定をもちろん勘案されてはいませんので、基礎調査の実施等を今後、県としっかりと連携して、学者さんとかもいろいろ意見を言っているんでありますけれども、土砂災害防止法という法律がございますので、市が勝手にやったから安全なんですとかじゃなしに、法的に誰がやるんだということもしっかりと考えた上で、今後の防災対策等についても進めていっていただきたいと思えます。

県が調査をするように市も求められるのかなというふうに思いますが、具体的な土砂災害防止対策については、これは市独自でやるんでしょうか。あるいは県に事業の実施を求めていく考えはあるんでしょうか、お聞かせください。

○秋田五朗新斎苑建設推進課長 お答えいたします。

調査につきましては、県で行っていただくように考えております。その後の対策につきましても、県と協議の上で、県で行えるものについては県に協力を求めていきたいと思えます。

以上でございます。

○三橋和史委員 砂防法、あるいは地すべり等防止法、あと急傾斜地崩壊防止対策に関する法律、3つ、砂防三法というのがございます。それはいずれも、県あるいは国が事業実施しなさいという法律でございます。その点の役割分担を踏まえると、市がやるような砂防対策事業というのは本当にごくごく限られていると思えます。

その点を踏まえて、76億円の予算が計上されているわけでありまして、今後、県と協議して方針を決めていくという答弁でありましたけれども、それは県がやるということになったら、その76億円の予算、減るんじゃないでしょうか。

○秋田五朗新斎苑建設推進課長 お答えいたします。

今回計上させていただいている76億円の債務負担行為につきましては、建設及びその後の維持管理に関する経費として計上させていただいております。今後、その防災対策について必要となる経費につきましては、別個であると考えております。

以上でございます。

○三橋和史委員 建設部分の防災対策ということで、道路ののり面工事とか入っているんじゃないでしょうか。

○秋田五朗新斎苑建設推進課長 現在の新斎苑の道路等の計画の中には、のり面等の工事は含まれております。

以上でございます。（三橋和史委員「やっぱり含まれているんですね」と呼ぶ）はい。

○三橋和史委員 のり面対策等というのは防災工事なんですね。土砂災害防止対策事業なんですね。それを、今後、県と市でどちらがやるかという協議をされるというふうにおっしゃったわけですよ。でも、市が上程している債務負担行為の76億円の中にのり面工事等が含まれているというんだったら、今後、県がやるかもしれないんだたら、その分の予算は必要なくなる、債務負担行為の金額が今後必要なくなる可能性もあるということでしょうか。

○秋田五朗新斎苑建設推進課長 お答えいたします。

現状の76億円の予算におきましては、現在その防災対策という部分には（三橋和史委員「のり面はあるんでしょ」と呼ぶ）には含まれておりません。今後、イエローゾーンであるとか、そのようなゾーン分けがなされた段階で、その対策については県とも協議をしてまいりたいと考えております。

○三橋和史委員 課長、混乱されていると思うんですけども、のり面工事が含まれているというふうにおっしゃっていますし、我々もそのとおりだというふうに認識しています。のり面工事というのは防災対策じゃないんですか。防災対策を県が今後やるかもしれない。連携をとって、県がやるかもしれないというふうになったら、その76億円というのは、金額は減るんじゃないんでしょうか。

○秋田五朗新斎苑建設推進課長 お答えいたします。

工事の変更による金額の増減というのは、今後出てくるものと考えております。（三橋和史委員「変更のレベルじゃない」と呼ぶ）

○三橋和史委員 工事の変更のレベルじゃないじゃないんですか。こののり面工事を県がやるのか、市がやるのかで、全く何十億円という金額が変わってくるわけですよ。それを工事の変更とかそういう、どういう工事の発注の仕方しているんだというふうになりますので、そうじゃないんです。こののり面の工事を県がやるか市がやるのか、今後決定していくということで、課長おっしゃったわけですよ。それをのり面工事はこの76億円に入っていると、しかしながら、入っているにもかかわらず76億円に変更はないんだというのは、ちょっと論理的に破綻していると思うんですけども。

課長ではなくても、副市長でも結構ですので、お答えいただきたいと思います。

○東久保耕也委員長 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時40分 休憩

午前11時43分 再開

○東久保耕也委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

○向井政彦副市長 失礼しました。

三橋委員の御質問でございますが、まず土砂災害警戒区域に今指定されるかどうかというのが、まず第一条件でございます。その次に、イエローゾーンなのか、その1つ上の段階の特別警戒区域のレッドゾーンになるのかと、そういう段階があると思います。

イエローゾーンにつきましては、そういうハードの整備というのは伴わないというふうに考えております。レッドゾーンになった場合、今ちょっと私どもも確認しておったんですが、何を確認しておったかといいますと、いわゆる市道、あの道路は市道になります。そして地権者は奈良市ということで、そののり面の工事を県に費用負担をしてもらえるのかということは今ちょっと確認しておりましたが、そこ正確な確認が今できておりませんので、その分についてはまたお知

らせをしたいと思います。

一方で今もう、うちも工事に入ってます。まず、県がその土砂災害警戒区域の基礎調査をしていただけるのかどうかという時間的な問題もございます。その辺はちょっとまた判断が必要だと思いますが、今おっしゃいましたその質問については、その市道ののり面をレッドゾーンに県が指定して、県が費用負担してやっていただけるのかどうか、それについてはちょっと確認をしたいと思います。（三橋和史委員「確認をしてきてください。補正予算の審査なんだから、この場で確認していただかないと審査できないじゃないんですか」と呼ぶ）

○東久保耕也委員長 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時45分 休憩

午後1時0分 再開

○東久保耕也委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

先ほどの三橋委員の質問に対する答弁については、確認に時間を要しますので、その答弁と残り時間を後刻に持ち越すこととします。よろしく願いいたします。

質疑を続行いたします。

○東久保耕也委員長 午前中の三橋委員の質問に対する答弁について、執行部から発言の申し出がありますので発言を許可します。

○向井政彦副市長 午前中の三橋委員の新斎苑事業における土砂災害防止対策に係る御質問、県の負担等の御質問でございましたが、今、県に確認中でございます。現時点で正確な答弁がちょっとできかねる状況でございます。申しわけございません。

○東久保耕也委員長 あすの報告はできますか。

○向井政彦副市長 あす御答弁するというので、よろしくお願い申し上げます。（三橋和史委員「あしたは、本来きょう、いただくべき答弁を答弁いただいて、こちらも会派で調査、県にもしなければいけない事項でありますので、あと残り15分持ち時間残っていると。当初、さらに20分残っている中で、こちらも答弁いただいて、日をまたいで調査をしなければいけないんですけれども、かなり基本的な事項だと思うんですが、きょう答弁いただけないんですか」と呼ぶ）

市のほうの対応であれば、すぐに対応させていただくんですが、県のほうの負担の話ということにもなりますので、そこは正確にお返事をしたいと思っております。

○東久保耕也委員長 三橋委員どうですか。

○三橋和史委員 あす答弁いただくのであれば、本来きょう、いただくべき答弁だと思うんです。それを日をまたいで、こちらも議員の調査活動として県庁にも確認しなければいけないですし、答弁を踏まえて答弁内容を精査しなければいけないので、当初、きょういただければ、この日をまたいで調査時間というのが確保されていると思うんですけれども、あしたまとめて、当初予定していた残りの20分というのをまとめてするというのでしょうか。それだったら、答弁を精査する時間というのがもともと確保されていたはずなんですけれども、それがちょっとなくなるといことなんですけれども、どうなるんですか。

○東久保耕也委員長 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後4時56分 休憩

午後5時4分 再開

○東久保耕也委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

向井副市長、あすの報告は朝できますか。

○向井政彦副市長 先ほど申し上げましたように、これは県の内容にもなりますので、その辺をしっかりと確認して、朝には答弁させていただくようにいたします。

○東久保耕也委員長 それでよろしいですか。

それでは、あす改めて向井副市長に答弁をいただきたいと思いますので、三橋委員了解願えますか。

○三橋和史委員 前から言っていた件でございますので、あす一番答弁いただけるようお願いいたします。

○東久保耕也委員長 それでよろしいですか。

私、質疑を予定しておりましたが、さきに質疑をされた委員と内容が重複いたしますので、私の質疑は取りやめさせていただきます。

お諮りいたします。

本日の委員会はこの程度とし、明21日午前10時より再開し、付託議案について集中審査を行いたいと思いますが、そのようにいたしまして御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○東久保耕也委員長 それでは、そのように決定いたします。

なお、委員長報告を作成するため、質疑を行われた委員は、本日の質疑内容の要旨を各委員1人2件以内で副委員長まで、本委員会終了後、直ちに御提出願います。

本日はこれで散会いたします。ありがとうございました。

午後5時6分 散会